

第 6 2 号議案

豊川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正
について

豊川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 6 月 5 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

豊川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和 3 9 年豊川市条例第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

改正後							改正前						
別表 退職報償金支給額表（第2条関係）							別表 退職報償金支給額表（第2条関係）						
勤務年数	階			級			勤務年数	階			級		
	団長	副団長	分団長	副分団長	部長及び 班長	団員		団長	副団長	分団長	副分団長	部長及び 班長	団員
(略)							(略)						
30年以上 31年未満	(略)						30年以上	(略)					
31年以上 32年未満	999,000	929,000	869,000	829,000	754,000	709,000							
32年以上 33年未満	1,019,000	949,000	889,000	849,000	774,000	729,000							
33年以上 34年未満	1,039,000	969,000	909,000	869,000	794,000	749,000							
34年以上 35年未満	1,059,000	989,000	929,000	889,000	814,000	769,000							
35年以上	1,079,000	1,009,000	949,000	909,000	834,000	789,000							

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の豊川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、令和7年4月1日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 3 令和7年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給されたこの条例による改正前の豊川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定による退職報償金は、新条例の規定による退職報償金の内払とみなす。

理 由

この案を提出するのは、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、非常勤消防団員に対する処遇改善を図るため、退職報償金の支給に係る勤務年数の区分及び支給額を見直す必要があるからである。